

新潟市民生委員・児童委員活動費支給要綱

(目 的)

第1条 地域における福祉活動に大きな役割を果たしている民生委員・児童委員（以下「委員」という。）に対し、その活動に必要な費用の一部（以下「活動費」という。）を支給することにより、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(活動費)

第2条 活動費は、委員が民生委員法第14条に規定する職務を行うための活動費（以下「活動費」という。）とする。

(支給対象者)

第3条 活動費の支給対象者は、当該年度に在職する委員とする。

(支給額)

第4条 活動費は、予算の範囲内で、年額をもって別に定める額とし、これを次条第1項に規定する前期及び後期の期間に相当する額にわけて支給する。ただし、当該年度において委嘱、解嘱、死亡等により、その在職期間が、前期及び後期の全期間に満たない委員に対する支給額は、在職した月数に、別に定める月額を乗じて得た額とする。この場合において、1か月に満たない期間は、切り捨てる。

(支給時期)

第5条 活動費は、4月1日から9月30日までの期間（以下「前期」という。）に相当する額を11月15日までに、10月1日から翌年3月31日までの期間（以下「後期

」という。)に相当する額を4月30日までに支給する。ただし、委員の任期満了に伴う一斉改選が行われる年度にあつては、当該年度の4月1日から任期満了の日までの期間に相当する額を任期満了の日の属する月の翌々月の末日までに、一斉改選に伴う委嘱の日から3月31日までの期間に相当する額を4月30日までに支給する。

(支給方法)

第6条 市長は、委員の指定する口座に口座振替の方法で支払うものとする。

- 2 委員が死亡した場合、民法の相続に関する規定による相続人の指定する口座に口座振替の方法で支払うものとする。この場合において、相続人が2人以上あるときは、代表者届(別記様式)を市長に提出することにより、その代表者に支払うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年10月1日から施行し、平成8年度の活動費等から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成31年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月10日から施行し、令和5年度の活動費から適用する。

別記様式（第6条関係）

代 表 者 届

年 月 日

住 所
氏 名 _____
住 所
氏 名 _____
住 所
氏 名 _____
住 所
氏 名 _____
住 所
氏 名 _____
住 所
氏 名 _____

故 _____ に係る民生委員・児童委員活動費の受領については、
下記の者を代表者として届け出いたします。

記

住 所

ふりがな
氏 名

（電話： _____ ）